

川口町中部町会会則

(名称)

第1条 本会は川口町中部町会(以下「本会」という。)と称する。

(会員の構成)

第2条 川口町中部町会員をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、生活共同体としての地域福祉を増進するとともに、自治意識を涵養し、市政の円滑な運営に寄与するため、関係する公共団体と連携調整を図り、社会文化の進展に貢献することを目的とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は町会長宅に置く。

(会員の居住区割り)

第5条 本会は、川口町中部町会員をもって1区から5区までの区割りとし、その区分は運営上、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----|----------|
| (1) | 1区 | 宮田地区 |
| (2) | 2区 | 蟹ヶ谷戸地区 |
| (3) | 3区 | 片井戸地区 |
| (4) | 4区 | 道場地区 |
| (5) | 5区 | ダイヤタウン地区 |

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----|------|--------|
| (1) | 町会長 | 1名 |
| (2) | 副町会長 | 若干名 |
| (3) | 会計 | 2名 |
| (4) | 事務局長 | 1名 |
| (5) | 区長 | 5名 |
| (6) | 区長補佐 | 5名以内 |
| (7) | 班長 | 各区必要人員 |
| (8) | 会計監査 | 2名 |

(9) 各種団体代表者 各1名

(10) 川口やまゆり住民協議会委員 若干名

2 役員の選出

- (1) 町会長は別に定める選考委員会で候補者を選考し、総会の承認をもって決定する。
- (2) 副町会長は町会長が候補者を推薦し、総会の承認をもって決定する。
- (3) 事務局長・会計・会計監査は正副町会長が協議のうえ選考し、総会の承認をもって決定する。
- (4) 区長・区長補佐・班長は各区において民主的方法により選出する。
但し、区長補佐は区の事情により置かないこともできる。
- (5) 各種団体の代表者は所属する委員の互選によるものとする。
- (6) 川口やまゆり住民協議会委員・防犯防災活動推進委員は町会長が委嘱する。

(役員の任務)

第7条 本会の役員の任務は、次の通りとする。

- 1 町会長は本会を代表し会務を総括する。
- 2 副町会長は町会長を補佐し、町会長事故あるときは町会長の指示により、その職務を代行するほか、次に掲げる会務を担当する。
 - (1) 総務担当、本会の事務、活動状況の把握、会館の管理使用に関すること、その他(2)(3)に属さない事項。
 - (2) 行事担当、本会主催行事並びに関係諸団体との連絡調整。
 - (3) 環境担当、町内の防災、防犯、防火、清掃等環境に関する事項並びに関係諸団体との連絡調整。
- 3 会計は、本会の会計並びに会計に関する事務を処理する。
- 4 事務局長は、本会の運営に必要な事務を処理し、本会の会議の議事録及び活動状況を記録整理する。
- 5 区長は、区内の会務を推進する。
- 6 班長は、班内の会務を推進する。
- 7 会計監査は、本会の会計事務を監査する。
- 8 各種団体の代表者は、団体を代表し運営にあたる。

(役員の任期)

第8条 本会の役員の任期は2年間とする。但し、区長補佐、班長、各種団体代表者はこの限りではない。

- 2 欠員補充の役員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 3 役員の再任は、これを妨げない。(但し、原則3期6年とする)

(会議及召集)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とし町会長が召集する。

(総会)

第10条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年4月に開催し、次に掲げる事項を審議する。

(1)事業報告並びに新年度の事業計画に関すること。

(2)予算と、決算に関すること。

(3)役員を選出。

(4)会則の制定改廃に関すること。

(5)その他重要な事項に関すること。

3 臨時総会は、町会長が必要と認めた時、又は会員の2分の1以上から付帯事項を示して請求があった時に開催し、必要事項を審議する。

4 定期総会および臨時総会は構成員の過半数の出席を以って成立する。

5 議事の決定は出席者の総意を原則とし、採決を要する時は出席者の3分の2以上の同意を以って決定する。

(役員会の開催)

第11条 本会の役員会は、円滑な町会運営のための必要事項を審議する。

2 定例会の構成は、各種団体の代表者及び班長以上とし、原則、毎月1回第2土曜日に開催する。

3 町会長が必要と認めた時、

(1)三役会議 町会長・副町会長・会計・事務局長・区長

(2)代表者会議 町会長・副町会長・会計・事務局長・区長・各種団体の代表者

(各種団体の設置)

第12条 本会は、第3条の目的を達成するため必要な各種団体を置くことができる。

2 各種団体は必要な事業の実施にあたる。

(経費)

第13条 本会の経費は、会員の拠出する会費、その他の収入を以ってこれに充てる。

(会費)

第14条 本会の会費は、月額300円(消防団負担金を含む)とする。

但し、会計上必要ある場合は、役員会の決議に基づき臨時徴収ができる。

2 会費の徴収方法は役員会で定める。

(会計)

第15条 本会の会計については、必要な帳簿を備え常に明確にし、収支は全て帳票に記載し総会の承認を得なければならない。

(特別会計の設置)

第16条 本会に一般会計のほか必要がある時は、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(顧問及び相談役)

第18条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

(弔慰金及び供養)

第19条 本会の会員及び同居の家族が死亡した時は、弔慰金として1万円を支給する。

2 在職中の町会長・副町会長・会計・事務局長・区長が死亡した時、または過去に本会で上記役職を5年以上に亘り、従事した者に花輪又は生花を供える。

(見舞金の支給)

第20条 本会に加入している世帯が天災、人災を問わず不慮の事故が発生した時は役員会に諮って見舞金を支給することができる。

(簡易保険事業)

第21条 町内会の親睦福祉に関する業務を推進するための簡易保険団体払い込みに関する事業を行う。

(会館維持管理及び使用)

第22条 川口町中部会館の維持管理及び使用については別途定める。

附則

本会則は昭和53年4月1日から実施する。

平成8年4月1日一部改正

平成9年4月1日一部改正

平成10年4月1日一部改正

平成12年4月1日一部改正

平成13年4月1日一部改正

平成14年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正